

姫路市設計・施工一括発注方式に関する取扱試行要綱

令和 7年 3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において設計・施工一括発注方式により発注する工事に当たり、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号。以下「規則」という。）及び契約に関する要綱に定める契約手続の特例として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計・施工一括発注方式 民間企業の優れた技術を活用し、工事品質の一層の向上並びに効率的かつ合理的な設計及び施工を行うために工事の設計及び施工を一括して同一の請負人に請け負わせる工事の施工方式をいう（PPP/PFI手法によるものを除く。）。
- (2) PPP/PFI手法 公共施設の設計、整備及び運営等を民間の資金、経営能力又は技術的能力を活用して行う手法をいう。
- (3) 総合評価競争入札 姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成19年8月17日制定。以下「総合評価要綱」という。）第2条に規定する総合評価競争入札をいう。
- (4) 公募型プロポーザル方式 工事の性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、提案者を公募し、一定の条件を満たす者から当該事業に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案を受け、当該提案に係る審査及び評価を行い、当該事業の履行に最も適した候補者を選定する事業者の選定方式をいう。

(対象工事)

第3条 設計・施工一括発注方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、工事の規模及び工期等を踏まえ、設計及び施工を一括して発注することで工事品質の一層の向上並びに効率的かつ合理的な設計及び施工が必要であると市長が特に認めた工事とする。

(事業者の選定方式)

第4条 対象工事の事業者の選定方式は、制限付一般競争入札又は総合評価競争入札によるものとする。ただし、工事の性質又は目的が競争入札に適さないと市長が認める場合は、公募型プロポーザル方式による随意契約とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、対象工事に係る発注手続等を別に定めて発注を行うこととし、次条から第11条までの規定は適用しない。

(低入札価格調査に関する特例)

第5条 対象工事については、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日制定。以下「低入札要綱」という。）第2条に定める要件に該当する場合は、同要綱第5条に規定する低入札価格調査を実施するものとする。ただし、対

象工事の事業者の選定方式が総合評価競争入札である場合であって、姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成19年8月17日制定。以下「総合評価要綱」という。）第4条に規定する落札者決定基準において当該対象工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれを排除するための措置を定めたときは、この限りでない。

- 2 低入札要綱第2条に定める要件に該当しない対象工事について低入札価格調査を実施しようとする場合は、同要綱第6条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する姫路市低入札価格審査委員会で低入札価格調査の実施の適否について審議するものとする。

（調査基準価格に関する特例）

第6条 市長は、対象工事に係る低入札要綱第3条第1項に規定する調査基準価格については、当該対象工事の予定価格の75%から92%までの範囲内で、当該対象工事の性質若しくは目的に応じて定めるものとする。

（予定価格の事前公表）

第7条 市長は、予定価格を入札執行後に公表することで適正な競争及び公平な事業者選定ができないと認めるときは、対象工事における予定価格を開札の時より前に公表することができる。

（入札公告の追加記載事項）

第8条 市長は、対象工事を発注する場合は、規則第4条に規定する事項に加え、次に掲げる事項を入札公告に記載するものとする。

- (1) 当該工事が設計・施工一括発注方式であること。
- (2) 当該工事の目的物の性能及び仕様の要求水準

- 2 市長は、対象工事の事業者の選定方式が総合評価競争入札である場合は、規則第4条、前項及び総合評価要綱第7条に規定する事項に加え、必要に応じて次に掲げる事項を入札公告に記載するものとする。

- (1) 入札参加者の提示する性能、機能、技術等の提案（以下「技術提案」という。）を求める事項
- (2) 技術提案の内容及び積算した金額をもって応札すること。
- (3) 入札参加者の提示した技術提案の内容及び、本市に対して発表を行う機会（以下「プレゼンテーション」という。）又は本市から入札参加者に対し技術提案の内容及び確認を行う機会（以下「ヒアリング」という。）に関する事項
- (4) 予定価格、最低制限価格、調査基準価格、調査最低制限基本価格に関する事項
- (5) 技術提案を審査した結果当該技術提案について本市が適正であると判断した場合であっても、対象工事の設計又は施工において生じた損害について、技術提案を行った落札者の責任が軽減されるものではない旨

（技術提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング）

第9条 市長は、あらかじめ入札公告に定める方法により、入札参加者から提出された技術提案の審査において、プレゼンテーション又はヒアリングを実施するこ

とができる。

（契約書に係る特例）

第10条 対象工事の事業者の選定方式が総合評価競争入札である場合は、姫路市契約規則等に規定する書類の様式に関する要綱（昭和62年6月20日制定）第2条第7号に掲げる契約書の内容に加え、第8条第2項第5号に掲げる事項を契約書に記載するものとする。

（積算疑義申立手続の適用除外）

第11条 対象工事については、姫路市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱試行要綱（令和6年4月1日制定）の規定は適用しないものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。